

令和7年度 不動産コンサルティング「専門教育講座」開催要項

不動産コンサルティング技能登録者の皆様方を対象に、「専門教育講座」を下記のとおり開催致します。
当講座は、**技能登録(不動産コンサルティングマスターの登録および認定証の交付)の更新要件**を具備した
研修会です。証の有効期間内であれば、当講座1回の受講で更新要件を満たします。



実施要領

日 時 令和7年12月8日(月) 10時～17時
会 場 静岡県不動産会館(静岡市葵区鷹匠 3-18-16 Tel.054-246-1511)
受講資格 不動産コンサルティング技能登録者(不動産コンサルティングマスター)
定 員 **60名**(定員になり次第、〆切り)
受 講 料 21,000円(注)(レジュメ代・昼食込み) ※昼食は当協議会より弁当を支給します。
(注) 当協議会は、インボイス登録事業者ではありません。

講習テーマ = 新制度活用研究

第1部では、令和2年施行の民法(債権法)改正のポイントとして、賃貸借契約についての改正や契約不適合責任などについて解説します。配偶者居住権が設定され、遺留分制度の大幅な改正がされた相続法について改正内容のポイント、今後の不動産コンサルティング業務への影響などを押さえます。

第2部では、相続登記の義務化、土地所有権の国庫帰属、共有制度の改正、新しい財産管理制度の創設及びライフラインの整備など、所有者不明土地関連法の改正について解説します。

講 師 = 吉田 修平(よしだ しゅうへい)先生 [吉田修平法律事務所]

1977年早稲田大学法学部卒業。82年、弁護士登録・第一東京弁護士会入会。86年に吉田修平法律事務所開設。

定期借家権、終身借家権の立法、担保執行制度の改正等の不動産関連法制の形成に深く関わり、中間省略登記の代替手段の考案等、不動産を得意分野とする。各省庁の委員会委員や大学での教鞭、各種団体の役員等多方面で活躍。近著に「実務解説借地借家法(第4版)」「マンションの老い」等多数。

受講申込方法・受講料の納入・受講票 について

(1) 受講料(21,000円)を次の指定口座へお振り込みいただき、下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXでお申し込み下さい。なお、恐縮ですが振込手数料はご負担願います。▶ **申込〆切:令和7年11月28日(金)**

【金融機関】しずおか焼津信用金庫 本店営業部 【口座番号】普通預金 996058

【口 座 名】静岡県不動産コンサルティング協議会 会長 宇野 篤哉(うの あつや)

(2) 受講料の入金確認後、順次「受講票」を発送致します。

注意事項・その他

- (1) 当日の現金による受付は致しません。お手数ですが、受講料は必ず振り込みでお願いします。
(2) 準備の都合上、申込〆切日以降のキャンセルについては、受講料の払い戻しを致しませんので、予めご了承下さい。
(3) 更新要件の充足状況は、不動産流通推進センター・ホームページ(コンサルティングマスター・マイページ)より確認できます。

【問合せ】静岡市葵区鷹匠 3-18-16 (静岡県宅建協会 事務局内 Tel.054-246-1511)
静岡県不動産コンサルティング協議会(事務局担当:佐竹・楠元)

▶ Fax 054-245-9730

令和7年11月__日

令和7年度 不動産コンサルティング「専門教育講座」受講申込書

振込依頼人(法人名も可)		振込日	月	日	※当方確認欄
(ふりがな) 受講者氏名	()	不動産コンサルティング技能登録番号			
現 住 所	〒	TEL()	—		
		携帯()	—		
勤務先・商号					
事務所所在地	〒	TEL()	—		
		FAX()	—		
所属団体 等	静岡県宅建協会・全日協会静岡県本部・静岡県都市開発協会・その他()				